



その道の専門家にきく 中日 教えてナビ

東海エリアの**専門家**を紹介する**Webサービス**です。
あなたの**悩み**や**疑問**を**相談**したり、**専門家**を**探す**ことができます。

中日 教えてナビ

検索

お問い合わせ・運営/株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F TEL.052-239-1226(平日/10:00~17:00)



中日教えてナビTOPはこちら

各専門家の二次元コードから
プロフィールページへアクセス
ダイレクトにご相談が出来ます

中日教えてナビでは様々なジャンルの
専門家が皆さんの相談にお答えします。



Q 一時払い終身保険に、父の私が契約者および被保険者となっており、子供二人(相続人)が受取人という事で加入しています。保険金額は、相続税の非課税限度額内としています。お聞きしたい点は、相続発生時に保険払込金より支払われた保険金が上回った場合、その差額を一時所得?として申告の必要があるのでしょうか、或いは申告不要なのでしょうか。

A つぎつぎ
生命保険金の相続税に
相続税上の生命保険金は、みなし相続財産となります。
法定相続人×5百万円が控除されます。
これは、誰が受取人かではありません。
死亡保険金は、受取人の固有財産となるので誰か一人が受取人でも同じ控除が受けられます。
相続人がお子様2人だけの場合、保険金1千万円まで非課税となります。
死亡保険金は、満期保険金とは違い支払った保険料から上回った金額ではないことにご注意ください。
満期保険金は、ご質問の様に一時所得となり、増えた金額から50万円を控除して、残りの金額の2分の1を他の所得と合算して申告することになります。個別の税金の説明はお近くの税理士にご相談ください。

住まいと暮らしの専門家



いい大工さんとの出会いをサポート

ホームサポートFP事務所

山北 淳一

三重県三重郡菟野町

ファイナンシャルプランナーがあなたの暮らしをサポートします



紙面出張 Q & A

マネー・保険の専門家



お金と心が豊かになるアドバイザー

ライフサポート有限会社

棚橋 寿詔

三重県四日市市

あなたの「夢」と「未来」をトータルサポート!



医療・健康の専門家



はりときゅうの伝道師

ひよこ鍼灸サロン・たまご鍼灸サロン

倉田 あかね

三重県津市

カラダの仕組みのおもしろさと東洋医学の魅力をお伝えします!



住宅・不動産の専門家



店舗作りのプロフェッショナル

株式会社アポア

濱田 強

三重県四日市市

「全てお任せして良かった!」お客さまの笑顔が何よりの励みです



自動車の専門家



車に関するトータルサービスをご提供

株式会社日進モーターズ商会

川北 武史

三重県桑名市

クルマのことなら何でも! (街のカーウンセラー)



スクール・趣味の専門家



あなたの傍のICTコンサルタント

システム本舗えび

福田 久稔

三重県四日市市

あなたの喜びが私の喜びです



ビジネス・キャリアの専門家



ビジネスの『身近な相談窓口』

西岡公認会計士事務所

西岡 朋晃

三重県四日市市

経営・税金・会計。ビジネスのプロが親身に対応いたします



法律の専門家



あなたのための庶民派弁護士

向山法律事務所

向山 富雄

三重県四日市市

問題を解決されたお客様の笑顔・声に接することが生きがいです

